

## 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

欧米を始めとして、先進諸国には協同労働の協同組合が法制度として整備されているが、我が国には法的根拠がないため、企業組合法人や特定非営利活動法人などの法人格を便宜的に活用せざるを得ず、社会的理解が十分に得られない中で事業活動を強いられている。

現在、政府が掲げている「一億総活躍社会」、「地域共生社会の実現」、「まち・ひと・しごと創生」などの課題に答える協同組合組織として、国会では「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、また超党派の「協同組合振興研究議員連盟」において、協同労働の協同組合の法制化に関する検討が開始されている。

働きたいと願う誰もが安心して働ける社会、そしてその働き方が「ディーセントワーク（働きがいのある、人間らしい仕事）」であるような就労機会の創出をめざした法整備を強く求める。

- 1 持続可能な地域づくりに貢献する「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる法整備を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	野田聖子様
厚生労働大臣	加藤勝信様
経済産業大臣	世耕弘成様